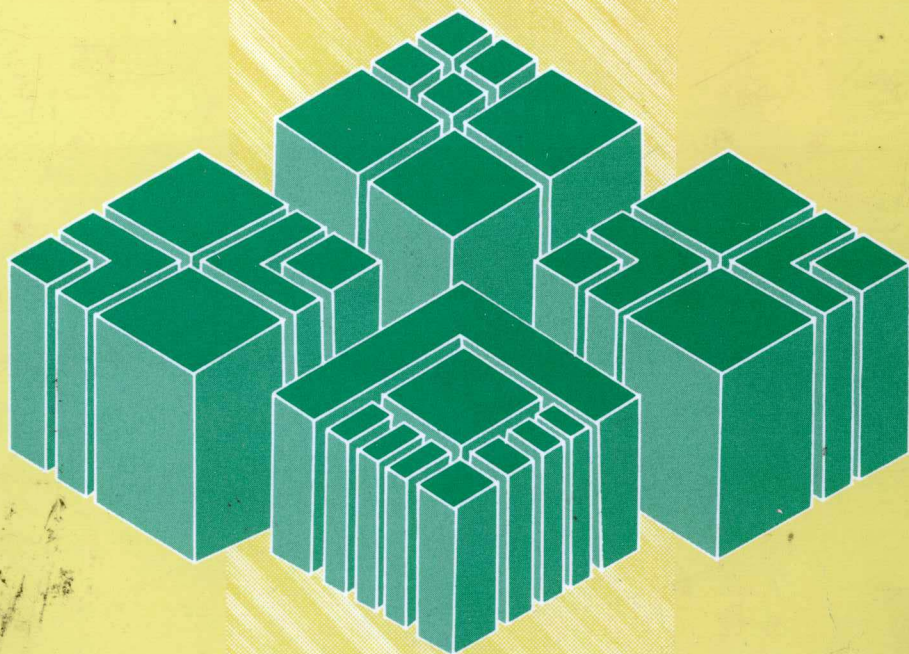


金融機関の 機能と役割

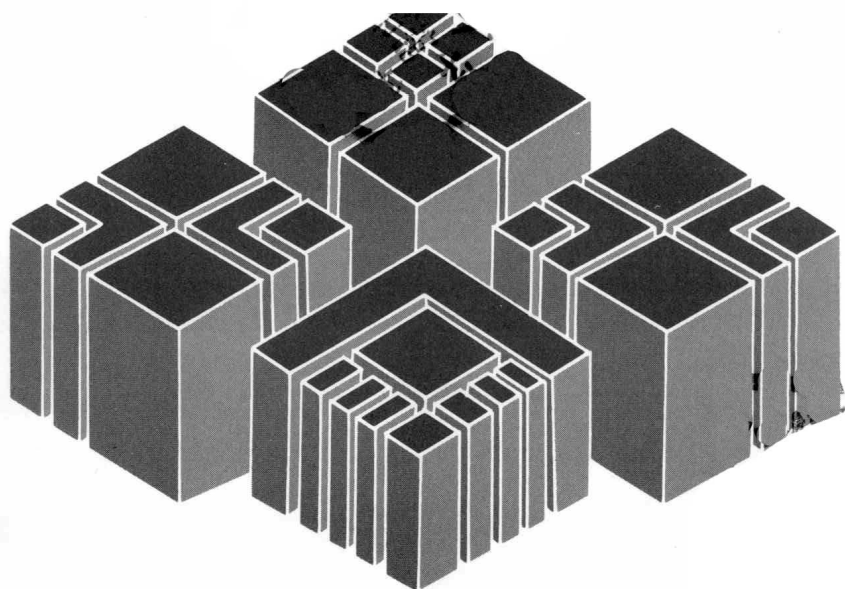
荒川宜三 共著
山中 宏



税務経理協会

金融機関の 機能と役割

荒川宜三 共著
山中 宏



税務経理協会

著 者 紹 介

荒川 宜三（あらかわ・よしぞう）

昭和9年 滋賀県野洲町に出生
昭和33年 京都大学経済学部卒業
同 年 大和銀行入行。ニューヨーク支店副長，審査第一部次長，東京融資部次長。ダイワ・バンク・トラスト・カンパニー（ニューヨーク）に outward，副社長，社長を歴任。帰国後大和銀行調査部長。
平成元年 大和銀行取締役
平成3年 ㈱大和銀総合研究所常務取締役
平成6年 同専務取締役
平成7年 立命館大学経営学部教授兼㈱大和銀総合研究所取締役（非常勤）
著 書 「現代日本の金融政策」（共著）東洋経済新報社（平成4年）

山中 宏（やまなか・ひろし）

昭和13年 兵庫県神戸市に出生
昭和35年 京都大学法学部卒業
昭和35年 大和銀行入行。調査部副長，シドニー駐在員事務所長，国際部次長，検査役，調査部次長，副部長等を歴任。
平成3年 大和銀企業投資㈱入社，取締役調査部長等を歴任。
平成6年 近畿大学商経学部講師
主要著書・論文
「大和銀行七十年史」（共著）昭和63年
「メインバンクの変質」（月刊金融ジャーナル 平成5年5月号）
「メインバンクの審査機能」（近畿大学商経学叢・平成6年12月号）
「オーストラリアの金融自由化」（大和銀総合研究所アジアオセアニア情報 平成4年10月号）

著者との契約により検印省略

平成7年4月15日 初版発行

金融機関の機能と役割

著 者	荒 川 宜 三 山 中 宏
発 行 者	大 坪 嘉 春
印 刷 所	税 経 印 刷 株 式 会 社
製 本 所	株式会社 三森製本所

発 行 所 東京都新宿区
下落合2丁目5番13号

株式会社 税務経理協会

郵便番号 161 振替 00190-2-187408

電話 (03) 3953-3301（編集部）

FAX (03) 3565-3391

(03) 3953-3325（営業部）

乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

© 荒川宜三・山中 宏 1995

Printed in Japan

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製（コピー）することは，法律で認められた場合を除き，著者及び出版社の権利侵害となりますので，コピーの必要がある場合は，予め当社あて許諾を求めて下さい。

I S B N 4 - 419 - 02300-7 C1033

は し が き

戦後長らく続いてきた日本の金融システム、金融機関を取り巻く環境も、金利の完全自由化、金融制度改革の実施により、本格的な変革の時期が到来した。

本書はかかる金融環境の大きな変革の中であって、金融機関の機能と役割を整理して金融機関についての理解を深めることを目的とし、大学の専門課程における金融機関論、銀行論、金融論のテキストならびに金融機関勤務の若手職員の自己啓発用図書として執筆したものである。

昨今、金融をめぐる環境の変化は著しいことから、金融は馴染みにくいとの声が聞かれる。したがって、本書においては極力平易に日本の金融機関の機能と役割について説明することに留意した。著者は両名とも長らく都市銀行に勤務した経験を有するため、この点実務家としての経験を些かでも生かすことに力を入れたつもりである。

また、金融機関の機能と役割を理解するにあたっては、その法的裏付けを理解することが重要であると考え、付録に銀行法、外為法、証券取引法等主要な金融関係の法律を収録した他、本文中においても随所で根拠法規を引用し説明に充てた。

本書の構成では、金融機関の機能を理解するには、最低限の金融機関業務についての知識が必要であると考え、第1章で金融機関の産業の中での位置付け、第2章では金融機関の種類、業務内容等基本的な事項を記述することとした。続いて、第3章で戦後長らく続いた日本の金融システムの特徴を整理し、第4章においてこのシステムの自由化、国際化への背景と流れをまとめた。このような金融自由化の流れは、金利の自由化、内外資本移動の自由化へと進展し、業務分野規制の自由化へ収斂していったが、

第6章で、この金融制度改革の内容と金融機関の機能と経営に及ぼす影響について説明している。このような日本の金融機関の役割を考える場合、メインバンク制、株式持合いの慣行が、日本特有の金融慣行として重要であり、第5章においてこれらを説明した。

また、このような金融環境の変化は、金融機関の経営に大きな影響を及ぼしており、一口で言えば金融リスクの増大が顕著となり、その対応が金融機関にとってきわめて重要となっている。したがって、最後にこの金融リスクへの対応を第7章でまとめることにした。

本書の執筆は、第1章、第7章を荒川宜三、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章を山中宏が担当したが、全体としての整合性については、十分留意したつもりである。

金融機関をめぐる環境は刻々と変化しており、本書の内容も陳腐化したり、思わぬ思い違いもあるやに思われる。大方の批判をいただき、必要な部分については時期を見て改訂していきたい。

最後に本書の出版にあたっては、株式会社税務経理協会の川松和夫氏および山野井有紀さんに変にお世話になった。ここに改めて感謝の意を表したい。

平成7年3月

荒川 宜三
山中 宏

目 次

は し が き

第 1 章 金融機関とサービス産業

第 1 節	金融機関の沿革	1
第 2 節	サービス産業とは	1
第 3 節	日本標準産業分類におけるサービス産業	3
第 4 節	サービス産業の種類	8
第 5 節	サービス産業の歴史的背景	10
1	「人」中心のサービス産業.....	11
2	「物」中心のサービス産業.....	12
3	「金」中心のサービス産業.....	12
第 6 節	サービス産業としての金融機関.....	19

第 2 章 金融機関業務の基礎知識

第 1 節	金融機関の種類	21
1	中央銀行.....	21
2	民間金融機関.....	21
3	政府系金融機関.....	27
第 2 節	銀行の機能と役割	29
1	金融仲介機能.....	29
2	信用創造機能.....	30

3 決 済 機 能	31
第3節 日本銀行の役割	31
1 日本銀行の性格	31
2 日本銀行の使命	32
3 日本銀行の機能	32
4 金融政策の運営と手段	34
5 信用秩序の維持	36
第4節 銀行の業務	37
1 預 金 業 務	38
2 貸 出 業 務	40
3 内国為替業務	42
4 外国為替業務	43
第5節 信託の業務	45
1 信託の仕組み	45
2 信託の種類	46
3 主要な信託業務	47
第6節 証券の業務	49
1 業務の性格	49
2 発行市場に関する業務	49
3 流通市場に関する業務	50
4 貯蓄型商品	50
第7節 金融機関のネットワーク機能	52
1 手形交換決済制度	52
2 全国銀行データ通信システム（内国為替決済制度）	54
3 銀行間の預金相互支払提携（CDオンライン提携）	56

第3章 戦後の日本の金融システム

第1節 戦後の日本の金融規制の柱	57
1 戦後の日本の金融制度の枠組み	57
2 業務分野規制の概要	58
3 金利規制の概要	59
4 内外市場分断規制（為替管理）の概要	60
第2節 業務分野規制	61
1 長短金融の分離	61
2 銀行信託の分離	62
3 銀行証券の分離	64
4 中小企業金融専門機関制度	66
5 外国為替専門銀行制度	67
第3節 金利規制	67
1 貸出金利規制	67
2 預金金利規制	69
第4節 内外市場分断規制	69

第4章 金融の自由化・国際化

第1節 金融自由化の意義と規制緩和	71
1 金融規制を必要とした理由	71
2 金融環境の変化	71
3 金融自由化の意義	72
第2節 金融自由化の背景	73

1	経済の安定成長への移行	73
2	国債の大量発行	74
3	海外からの金融自由化の要求	75
4	金融技術革新	76
第3節	銀行行政の変化	77
1	銀行法の改正	77
2	外為法の改正	79
第4節	金融国際化の進展	81
1	日本企業の国際化	81
2	日本の金融機関の国際化	81
3	国内金融市場の国際化	83
4	円の国際化	84
第5節	金融の自由化・国際化の内容	85
1	金利の自由化	85
2	業務の自由化	88
3	内外金融市場の一体化	93

第5章 メインバンク制と株式持合いの慣行

第1節	メインバンクの特徴	95
1	メインバンク制とは	95
2	メインバンクの機能	97
第2節	メインバンク制の変質	100
1	メインバンクの機能の変遷	100
2	企業と銀行の関係	102
3	メインバンク制の今後の方向	104

第3節	メインバンクの審査機能	106
1	メインバンクの審査内容	106
2	メインバンクの審査能力	109
3	メインバンクの審査コスト	111
第4節	株式持合いの仕組み	114
第5節	株式持合いと金融機関	116

第6章 金融制度改革の方向

第1節	金融制度改革の背景	121
1	金融制度改革の原点	121
2	金融制度改革の背景	123
第2節	金融制度改革の視点とその方式	129
1	金融制度改革の視点	129
2	金融制度改革にあたって検討された方式	133
第3節	金融制度改革の内容	140
1	金融制度改革法の成立	140
2	業態別子会社の設立	141
3	子会社の業務範囲の限定	142
4	弊害防止措置の実施	143
5	地域金融機関の信託業務取扱いの特例	144
6	その他証券取引法関連事項等の改正	145
第4節	金融制度改革の課題と今後の方向	146
1	金融制度改革の課題	146
2	今後の方向	148

第7章 金融リスクとその対応

第1節 金融の変化とリスクの変容	151
第2節 金融リスクの種類とその概要	153
1 信用リスク	155
2 市場リスク	157
3 流動性リスク	160
4 経営管理リスク	161
5 システミック・リスク	164
6 その他のリスク	166
第3節 金融リスクの多様化・複雑化	167
第4節 金融リスクの管理とその課題	173

付 録

銀 行 法

外国為替及び外国貿易管理法（外為法）

金融機関の合併及び転換に関する法律（抜粋）

証券取引法（抜粋）

手 形 法（抜粋）

小 切 手 法（抜粋）

金融制度調査会・証券取引審議会報告

- ・「新しい金融制度について」（抜粋）

—金融制度調査会制度問題専門委員会報告— 1991. 6. 25

- ・「専門金融機関制度のあり方について」（抜粋）

—金融制度調査会専門委員会報告— 1987. 12. 4

- ・「証券取引に係る基本的制度の在り方について」（抜粋）

一証券取引審議会基本問題研究会報告—1991. 5. 24

銀行の自己資本比率にかかる国際的統一化の概要

第1章 金融機関とサービス産業

第1節 金融機関の沿革

金融機関の沿革をさかのぼると、遠くバビロニア・アッシリアの昔にまでさかのぼらなければならないといわれている。そして、このような古い時代ギリシャ・ローマ時代、あるいは中世イタリアにおいても、それぞれの時期の商品・貨幣流通の普及の中から貨幣保管両替、為替業、貸付業を営む業者が生まれていた。

銀行とよばれる金融機関は、ヨーロッパ大陸においては15世紀初頭に設立された。

現在のような機能をもった銀行が最初に成立したのは、イギリスにおいてであった。

この意味で、金融機関は、歴史上もっとも古いサービス産業の一つといえることができる。

第2節 サービス産業とは

ジョン・ネイスビッツは著書『メガトレンド』のなかで、「農耕社会から工業化社会への移行には100年を要したが、情報化社会への移行にはたった20年しか要さなかった。さらに、(アメリカにおいては)1970年代に新し

くあらわれた2,000万近くの労働者のうち、製造業関係のものは5%でしかなかった。つまり、ほとんどが情報、知識、サービスに関係したものだということになる。例えば、総労働人口は1970年から1980年の間に18%の伸び率を示したが、行政職や経営管理者は58%、銀行員は83%、システム・アナリストは84%、健康管理者にいたっては118%という驚くべき伸びがみられる。その一方で、エンジニアの伸び率は3%弱となっている。

かつて工業国アメリカのシンボリック存在であったニューヨーク市でさえ、今や製造業は1947年の半分に落ち込み、情報関係の職種が多くなって来ている。有力な輸出品はもはや衣料品ではなくなり、法律サービスがその座を獲得した。」と述べている。

成熟化社会におけるサービス産業化を物語る好例といえよう。

それでは、サービス産業とは何か。サービス産業とは、無形の業務的・企業的サービスを、商品として生み出し、市場に提供する産業と定義づけることができる。基本的には“無形財”を供給するのがサービス産業であって、仮に“有形財”の提供があったとしても、それは無形財提供のための手段であって、あくまでも副次的な性格を持つものであるにすぎない。

このサービス産業は、いわゆる第三次産業を指すことになる。すなわち、
第一次産業——自然に対して働きかけを行ない、そこから物的価値を生み出し社会に供給する産業（例として農林水産業）。

第二次産業——第一次産業が自然から取り出した有形財に、第二次的に生産、加工を加え、付加価値をそえて社会に提供する産業（例として、各種製造業、組立加工業）。

第三次産業——手段としては有形財を使用する場合もあるが、商品としては無形の価値を生み出し社会に提供する産業（各種サービス産業）。

と分類することができる。

コーリン・クラークの産業分類によると、

第一次産業——素材を収集する産業（農林業、水産業、牧畜業など）。

第二次産業——素材を加工する産業（製造業、建設業など）。

第三次産業——残余の部分（商業、運輸業など）。

となる。この三分類法は、広く人びとの受け入れるところとなり、サービス産業を「残余」として取り扱う分類法が、現在まで受け継がれている。

第3節 日本標準産業分類におけるサービス産業

現行の日本標準産業分類は、過去何度かの改訂を経て、図表1に示されるような大分類になっている。

図表1 日本標準産業分類

大分類項目	
大分類A	農業
大分類B	林業
大分類C	漁業
大分類D	鉱業
大分類E	建設業
大分類F	製造業
大分類G	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類H	運輸・通信業
大分類I	卸売・小売業・飲食店
大分類J	金融・保険業
大分類K	不動産業
大分類L	サービス業
大分類M	公務（他に分類されないもの）
大分類N	分類不能の産業

一般にサービス産業（第三次産業）とは、大分類項目（14業種）における、G（電気・ガス・熱供給・水道業）、H（運輸・通信業）、I（卸売・小売業・飲食店）、J（金融・保険業）、K（不動産業）、L（サービス業）、M（公務、他に分類されないもの）の7業種をさす。ここにおいても、サービス産業を「残余」として取り扱う考え方が残っていることがわかる。

とくにL分類の「サービス業」を狭義のサービス産業と定義することもある。L分類のサービス業は図表2に示されるような業種で構成されており、中分類、小分類に分けられている。

いずれにしても、金融・保険業は、日本標準分類のなかで、大分類Jとして分類される広義のサービス産業の一つとして位置づけられている。

図表2 サービス業の業種分類

総務庁統計局統計基準部

日本標準産業分類 第10回改訂（平成5年10月）

産 業 中 分 類	産 業 小 分 類
72 洗濯・理容・浴場業	721 洗 濯 業 722 洗張・染物業 723 理 容 業 724 美 容 業 725 公衆浴場業 726 特殊浴場業 729 その他の洗濯・理容・浴場業
73 駐 車 場 業	731 駐 車 場 業
74 その他の生活関連サービス業	741 家事サービス業（住込みのもの） 742 家事サービス業（住込みでないもの） 743 写 真 業 744 衣服裁縫修理業 745 物品預り業 746 火葬・墓地管理業 747 冠婚葬祭業 749 他に分類されない生活関連サービス業

産 業 中 分 類	産 業 小 分 類
75 旅館, その他の宿泊所	751 旅 館 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊所
76 娯 楽 業 (映画・ビデオ制作業を除く)	761 映 画 館 762 劇場, 興行場(別掲を除く) 763 興 行 団 764 競輪・競馬等の競走場 765 競輪・競馬等の競技団 766 スポーツ施設提供業 767 公園, 遊園地 768 遊 戯 場 769 その他の娯楽業
77 自動車整備業	771 自動車整備業
78 機械・家具等修理業 (別掲を除く)	781 機械修理業 782 家具修理業 783 か じ 業 784 表 具 業 789 他に分類されない修理業
79 物品賃貸業	791 各種物品賃貸業 792 産業用機械器具賃貸業 793 事務用機械器具賃貸業 794 自転車賃貸業 795 スポーツ・娯楽用品賃貸業 799 その他の物品賃貸業
80 映画・ビデオ制作業	801 映画・ビデオ制作・配給業 802 映画・ビデオサービス業
81 放 送 業	811 公共放送業(有線放送業を除く) 812 民間放送業(有線放送業を除く) 813 有線放送業
82 情報サービス・調査業	821 ソフトウェア業 822 情報処理・情報サービス業 823 ニュース供給業 824 興 信 所